

平成28年度  
いじめ防止対策推進基本方針



平成28年3月改訂

三鷹の森学園三鷹市立第三中学校

いじめ防止対策推進基本方針

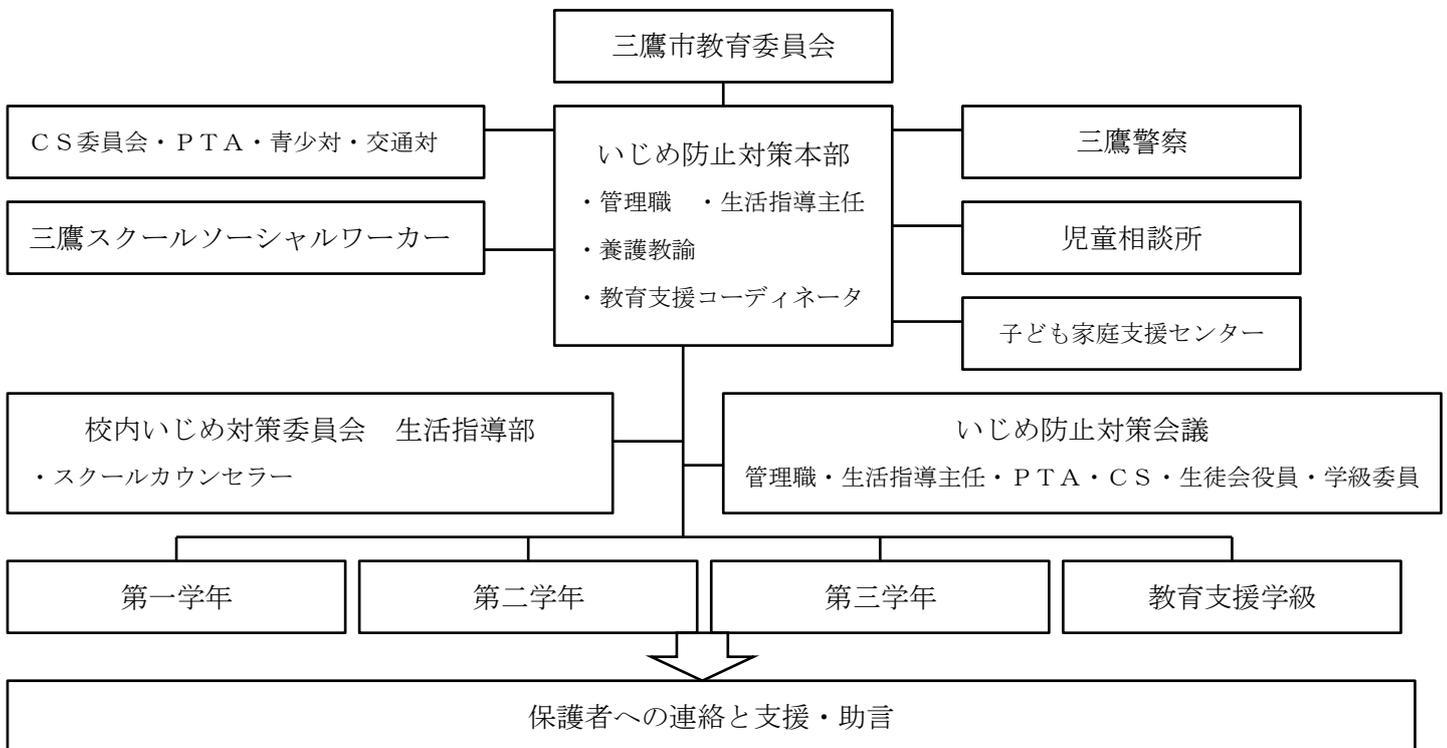
1 いじめ防止に向けての基本姿勢

(1) いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。

いじめの定義 (いじめ防止対策推進法 第二条)  
「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、該当行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- (2) いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童・生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で共有する。
- (3) 全教職員がいじめを見逃ごさない目と研ぎ澄まされた人権感覚をもつとともに、すべての生徒に自らの行いを自己評価できる力を身につけさせるために、校内教職員の研修を実施する。
- (4) いじめの防止に地域・保護者の協力が不可欠であることをふまえ、保護者会やコミュニティ・スクール委員会等の場を活用して日常からいじめについて地域・保護者・関係機関の理解・連携を図ることに努める。
- (5) 自己肯定感、自己有用感を育むため、三鷹の森学園全体で、9年間を見通した生活指導計画に基づいて一貫した教育を指導する。

2 校内組織図



\* 日常の生徒観察を重視し、いじめの早期発見を心がける。  
 \* いじめの発見・通報を受けた教員は、生活指導部・学年主任の先生に早急に報告し、生活指導部、学年全体で指導にあたる。  
 \* 諸機関等の協力が必要な場合はいじめ対策本部で検討し、諸機関への連絡等を行う。

### 3 未然防止のための取組

- (1) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うために、以下の取組を充実させる。
  - (ア) 職場体験の充実
  - (イ) 奉仕活動の充実
    - ・あいさつ運動
    - ・花いっぱい運動
    - ・クリーン運動
    - など
  - (ウ) 道徳授業および道徳授業地区公開講座の充実
  - (エ) 9年間を見通した学園としての取組の充実
    - ・あいさつ運動
    - ・部活動体験
    - ・プレ中学校体験
    - など
- (2) 生徒が規律ある態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係や学校風土を醸成する。
- (3) 全校朝会や学年朝会、学級活動などで日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許させない」という認識を学校全体で共有する。
- (4) ネットいじめの未然防止を行う。携帯電話やスマートフォン等の情報端末の利用によるネット上のいじめやトラブルを防ぐために、「ネット社会を生きる力を育むために」や「SNS東京ルール」等を参考に、生徒自身の力で学校ルールを作る取り組みを行う。また、保護者に対しては、セーフティ教室や保護者会などの機会を通して情報モラルやネットいじめへの対応等について啓発を図るとともに、家庭におけるルール作りが推進されるよう積極的に働きかける。
- (5) 学校、PTA、CS委員会等による学校運営協議会などでのいじめ問題について協議する機会を設ける。また、地域とのふれあいや生徒の自己有用感・自己肯定感を高められるように(1)－(イ)のような奉仕活動への積極的な参加を促す。

### 4 早期発見のための取組

いじめの早期発見のために以下の取組みを行う。

- (1) 日常的な観察  
休み時間や放課後の雑談、部活動の中などで、生徒の様子に目を配る。
- (2) 教育相談の活用  
面談週間の機会を活用し、生徒の悩みを個別に聞く機会を設ける。  
1年生ではスクールカウンセラーとの集団面談を1学期終了までに実施する。  
また、2学期には「心の健康相談」のアンケートを実施し、必要に応じて個別に担任またはスクールカウンセラーとの面談を設定する。
- (3) 相談窓口の周知  
スクールカウンセラーや養護教諭等による相談窓口について周知する。また、すべての教職員がいじめ相談の窓口であることを周知する。さらに、学校外の電話相談窓口について、カードを配布して周知する。
- (4) 定期的なアンケートの実施  
6月・11月・2月には「ふれあいアンケート」を実施し、必要に応じて個別の面談を実施する。
- (5) 保護者用のいじめチェックシートなどを活用し、家庭と連携して生徒を見守り、健やかな成長を支援していく。

## 5 早期対応のための校内組織の設置

- (1) 管理職、生活指導主任、養護教諭、教育支援コーディネータ、スクールカウンセラー等からなる「校内いじめ対策委員会」を設置していじめ事案の情報を共有し、認知・解消・解決等の判断や、指導方針の検討、解消後も含めた継続的な見守りと確認を行う。
- (2) いじめ発見・通報を受けた教員は、一人で抱え込まず、直ちに生活指導主任・いじめ防止対策本部に報告をして情報を共有し早期発見につなげる。
- (3) 校内いじめ対策委員会が中心となり、速やかに関係生徒から聴き取りを行っていじめの事実の有無、細かな状況を確認するなど、いじめを受けた生徒、またいじめを知らせてきた生徒の安全と安心を確保するため組織的に対応する。
- (4) いじめをした生徒には、個に応じたきめ細かい指導、保護者に対する支援・助言を適切に行う。いじめを見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせる取り組みを推進・充実する。
- (5) いじめがあった場合に、迅速かつ組織的な対応ができるように、平素から校内組織の在り方や活用の仕方について、全ての教職員で共通理解を図っておく。
- (6) いじめがあった場合、早期対応にあたって教育委員会、三鷹警察署、子ども家庭支援センター、児童相談所など関係機関との迅速な連携を図る。
- (7) いじめ問題について協議したり、早期対応としてPTA役員会等に情報提供をして協力を依頼したりするなど、積極的にCS委員会やPTA等との連携を図る。
- (8) いじめ問題が解消した後も、校内いじめ対策委員会がいじめを受けた生徒の様子を見守り、生徒本人や保護者と定期的に面談をして再発を防ぐ。
- (9) いじめに対する指導の結果として当該行為が行われなくなった状態を「解消」、双方の当事者や周りの者全員を含む集団の関係が修復して好ましい集団活動を取戻し、新たな活動に踏み出した状態を「解決」と判断することとし、いじめ行為が見られなくなった後も、「解決」に向けて組織的な指導を継続する。
- (10) 「問題行動等状況シート」（三鷹市教育委員会指導課作成のExcelシート）等の様式を用いて、いじめ問題に関する指導記録を保存し、校内で情報を共有するとともに、進級・進学の際に適切に指導を引き継げるようにする。

## 6 重大事態への対処等

- (1) いじめが確認された場合、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの協力を得て解決に取り組むとともに、その再発を防止する措置をとる。
- (2) 被害生徒に対しては複数の教員による組織的な見守り体制をとり、教職員間の情報共有の徹底を図るとともに、学校と家庭の間で緊密な連絡を行う。また、状況に応じて別室登校・保健室登校等を行うなど、緊急避難措置を講じる。保護者と連携し、帰宅後の状況も積極的に把握する。
- (3) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連絡して対応する。
- (4) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、連携して対応にあたる。教育委員会が行う調査、または教育委員会の附属機関「三鷹市いじめ問題対策協議会」による調査や市長の附属機関による再調査に協力する。また、被害生徒に対しては複数の教員による組織的な見守り体制をとり、教職員間の情報共有の徹底を図るとともに、学校と家庭の間で緊密な連絡を行う。状況に応じて別室登校・保健室登校等を行うなど、緊急避難措置を講じる。

## 7 保護者への連絡と支援・助言

- (1) いじめが確認された場合は、その日のうちに保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援や、いじめを行った生徒の保護者に対する助言を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。原則として保護者への連絡は校内いじめ対策委員会の共通理解のもと、担任が行うものとする。
- (2) 家庭との連携のもと、義務教育9年間を通じて児童・生徒が人間関係を構築する力、自分とは異質なものを受け入れる力、欲望や衝動などに対する抑制力などを確実に身に付ける教育を推進する。

## 8 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に生徒に対して懲戒を加える。ただし、いじめは様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促す。

<参考> 児童・生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、当番の割当て、文章指導などは通常、懲戒権の範囲内と判断される。

(平成25年9月20日、文部科学省「第4回いじめ防止基本方針策定協議会」資料による)

## 9 いじめの発見・報告から指導までの対応

- (1) 発見・報告を受けた教員は、迅速に学年主任・生活指導部に報告をする。
- (2) 当該学年の教員は学年主任・生活指導部の教員を中心にいじめを受けている生徒の聴き取りを行う。聴き取りの教員はできれば2名体制で聴き取りを行う。
- (3) いじめを行っていた生徒、周りで見っていた生徒からの聴き取りを行う。  
教員の数が足りない場合は、他学年の教員に協力を要請する。また、複数学年に該当生徒がいる場合も当該学年の教員に協力を要請する。  
\* (2)(3)の聴き取りはできるだけ時間差がないように行う。
- (4) 双方の聴き取り結果をいじめ対策本部に報告し、いじめ対策本部で指導方針、諸機関への連絡等を検討・決定する。  
\* いじめが確認された場合は、その日のうちに保護者に事実関係を伝える。  
\* 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加える。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促す。
- (5) 保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援や、いじめを行った生徒の保護者に対する助言を行う。また、事実確認のために聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。  
\* (2)(3)においては必ず記録を行う。また、全体の概要等の記録を生活指導記録に電子データで記録を残す。

## 10 生徒による取組

- (1) 生徒会活動として、生活委員会で「いじめ防止ポスター」を作成する。
- (2) 生徒会中央委員会において、いじめ撲滅をテーマにした生徒熟議
- (3) 生徒会中心とした奉仕活動を充実する。  
(例) あいさつ運動、クリーン運動 など
- (4) いじめ防止対策会議への参加

## 11 学校評価の実施

- (1) 「いじめ防止対策推進基本方針」(本文書)は、年度当初の保護者会およびコミュニティ・スクール委員会等で周知するとともに、学校ホームページで公開する。
- (2) 「いじめ防止対策本部」により、「いじめ防止対策推進基本方針」及び年間計画に基づいた取り組みの推進状況を管理、点検する。
- (3) 学校評価において、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取り組み等について自己評価を行うとともに、その結果をコミュニティ・スクール委員会に報告し、適切に学校関係者評価が行われるようにする。
- (4) 点検・評価に基づき「いじめ防止対策推進基本方針」及び年間計画の見直しを行う。